

事例研究（資本市場と公共政策）

1. **テーマ** 「金融危機後のグローバル資本市場の展望と課題」（詳細別紙）
2. **進め方** 担当教員による講義、ゲストスピーカーによる講義、学生による報告
(別紙日程参照)
3. **学生報告** 日程上、下線付き斜字体の回（⑦⑨⑪⑫⑬）は学生報告を予定。
各サブテーマの報告担当学生は、関連する講義内容を参考にしつつ、指定された参考資料、その他の資料をもとに、分担して、それぞれのテーマについての報告を行う。（各回の参考資料、報告事項については、別紙資料にあるほか、担当学生に個別に指示する）
報告を希望する学生は、10月14日までに、①氏名、②所属、③学籍番号、④希望サブテーマ（第1から第4まで）を記入し、「【事例研究報告選択希望】」と標題をつけたメールで、amaya@pp.u-tokyo.ac.jp 宛に登録すること。（希望者が多数の場合は先に登録した者を優先する）
4. **成績** 平常点及びレポートによって評価する。
【報告を行う学生】
担当報告（質疑応答対応を含む） 及び
他の授業への出席、参加・貢献度 により評価する。
(期末レポートは不要)
【報告を行わない学生】
授業への出席、参加・貢献度 及び 期末レポートにより評価する。
*上位成績は、報告を行う学生に優先して付与する。
*次回以降出席をとる。
*授業での発言は CFIVE 掲示板機能により登録すること。
5. **授業資料** 2回目（10月12日）の資料は、CFIVE に掲載するとともに当日配付する。
3回目（10月19日）以降の資料は、CFIVE により配付する。
履修生は、教育要計算機システムのアカウントを取得し、CFIVE の本コースの学生登録を行うこと。
6. **参考書** 第1,2回授業における参照資料、及び、各サブテーマの「参考資料」を参照。
なお、本授業は、「金融」「ファイナンス」等の科目の既習を条件とせず、適宜補足説明を行うが、金融に馴染みのない学生は、基本的な金融の教科書、用語集等で知識を補充することが望ましい。

(日 程)

事例研究 (資本市場と公共政策) 「金融危機後のグローバル資本市場の展望と課題」

- ① 10月 5日 オリエンテーション (天谷)
- ② 10月12日 金融リスクにかかる基礎知識 (天谷)
- ③ 10月19日 「損害保険会社におけるリスク管理」
松平 直之 氏 (キャピタルコンサルティング株式会社 マネージングディレクター)
- ④ 10月26日 「OTCデリバティブ取引の手法」 (仮)
芝田 康弘 氏 (みずほ証券株式会社 金融市場グループ 副グループ長)
- ⑤ 11月 2日 「取引所取引の仕組みと中央清算機関の役割について」
市本 博康 氏 (株式会社東京証券取引所 決済管理部長)
- ⑥ 11月 9日 「国際的な破綻処理をめぐる生じる問題 (リーマンブラザーズなどを題材に)」
福岡真之助 氏 (西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士、ニューヨーク州弁護士)
- ⑦ 11月16日 証券化商品 および 格付機関 をめぐる課題と対応
- ⑧ 11月30日 「国際会計基準審議会 (IASB) の役割と活動について」
山田 辰己 氏 (あずさ監査法人パートナー、前 IASB 理事)
- ⑨ 12月 7日 店頭デリバティブ取引 をめぐる課題と対応
- ⑩ 12月14日 金融システムにかかる基礎知識 (天谷)
- ⑪ 12月21日 システム上重要な金融機関 をめぐる課題と対応
- ⑫ 1月11日 金融危機前 (2004-2006) の規制当局の対応
- ⑬ 1月18日 規制対応の遅れの背景、ラップアップ

(テーマ)

「金融危機後のグローバル資本市場の展望と課題」

2007年の米国サブプライム危機に端を発した金融危機によって、世界の金融・資本市場は大きく混乱したのみならず、各国の経済も深刻な悪影響を受け、今なお立ち直っていない。

このような深い傷を与える世界金融危機はなぜ起きたのか、その反省をもとに、今後の金融の在り方について、国際的に活発な議論が行われており、新たな規制の導入など一定の結論に至ったものもある。

本授業では、

- 金融危機の要因となる歪みの蓄積を生んだ証券化モデル
- 金融危機を瞬く間に全世界に伝播させる原因となった店頭デリバティブ取引
- その破綻が世界の金融システムに重大な影響を与える金融機関
- 金融危機未然防止のための対応の遅れ

の4つの切り口から、何が問題なのか、どのような対応が検討されているのか、残された課題は何かを考える。

「〇〇について問題があったので、～という対応をとる」というとき、これを本当に理解するためには、まず、問題の背景と本質、すなわち「そもそも〇〇とはどういうものか、従来どのように機能していたのか（あるいはいなかったのか）」「今回の問題の要因はどこにあるのか、なぜその問題が今顕在化したのか」といったことを、十分把握した上で、対応がどのような意義を持つのか考える必要がある。

そこで、今回の授業では、実務に通じたゲストスピーカーの説明と担当教員の説明を織り交ぜて、問題の背景と本質の理解を図った上で、現在検討されている対応や課題について学生報告をもとに議論することを基本とする。

このような授業を通じ、履修生が、現在のグローバルな金融・資本市場の抱える課題について理解を深めるとともに、問題の背景と本質を把握しつつ解決策を検討する思考パターンを身につけることを狙いとする。

サブテーマその1 「金融危機の要因 – 証券化モデル」(②、③、⑦)

2007年以降の金融危機の発端は、米国におけるサブプライム・住宅ローンの拡大に典型的に見られるような、証券化に支えられた信用ブームと住宅バブルにある。

そこで、証券化を前提とした「組成・転売 (originate-to-distribute)」のビジネス・モデルの適否、証券化商品のリスク計測モデル・格付手法の問題、格付機関の在り方などの議論がなされ、規制上の対応がとられているところである。

こうした証券化商品のリスクはなぜ過小評価されたのかを考えた上で、現在なされている議論や規制上の対応について理解する。

②では、Value-at-Risk などのリスク計測手法の概要及び限界、一般的な証券化商品と優先・劣後関係のある証券化商品の仕組みなどの基礎知識を天谷より解説する。

③では、「リスクを引き受ける」ことを業務としている保険会社特に損害保険会社がどのようにリスクをとらえているかについて、松平直之氏 (キャピタスコンサルティング株式会社) よりお話いただく。証券化商品のリスク測定にあたって高度なモデルのかけで見失っていたものは何かを考える参考となろう。

⑦では、②③を踏まえつつ、

- i 金融危機の要因となった問題の所在
 - ii 問題に対し現在議論されている/実施されている対策
 - iii 上記対策の問題点に対する対応としての適切性
- について、学生から報告を行い議論する。

(参考資料)

"Credit Risk Transfer" The Joint Forum, March 2005, July 2008

"CDO rating methodology: Some thoughts on model risk and its implications"

BIS Working Papers No163

"The role of ratings in structured finance: issues and implications"

BIS Committee on the Global Financial System, January 2005

"Macroeconomic Effects of Risk Retention Requirements"

The Financial Stability Oversight Council Chairman's Study, January 2011

バーゼル委員会「枠組み強化文書」 2009年7月

FSB「格付会社による格付への依存抑制のための原則」 2010年10月

金融商品取引法等の一部改正 (信用格付業者に対する公的規制の導入) 2009年6月

アチャリア他「金融規制のグランドデザイン」 Part I

"The Financial Crisis" Howard Davies p123- 2010

サブテーマその2 「危機の伝播 － 店頭デリバティブ取引」 (④、⑤、⑨)

CDSをはじめとした店頭デリバティブ市場が拡大しているなか、サブプライム・ローン問題に端を発し金融機関の信用力が低下すると、金融機関においては、取引相手方の破綻等により決済を履行できないリスク（カウンター・パーティー・リスク）への懸念が深刻化し、金融機関の保有ポジションの縮小や取引忌避等による取引の縮小、市場の混乱（麻痺）が生じた。相対取引であるために、市場の透明性に欠け、取引実態が明らかでないことも、懸念の深刻化に拍車をかけた。監督当局が危機対応を図る上でも、取引実態の把握が困難であることが障害となった。

こうしたことから、店頭デリバティブ取引の清算集中や透明性向上のための対応が進められているところである。

実際に店頭デリバティブはどう取引・決済されるのか、取引所取引とどう違うのかを正しく理解した上で、問題の所在、現在進められている対応について理解する。

④では、店頭デリバティブ取引がどのように行われるかについて、芝田康弘氏（みずほ証券）よりご説明いただく。続いて⑤では、取引所取引ではどのように取引の円滑を図っているかについて、市本博康氏（東京証券取引所）よりご説明をいただく。

⑨では、④⑤を踏まえた上で、

- i 問題の所在
 - ii 現在進められている対応
 - iii 上記対応と意義と残される課題
- について議論する。

(参考資料)

ダフィー「巨大銀行はなぜ破綻したのか」2010（邦訳2011）

金融庁「金融・資本市場に係る制度整備について」2010年1月、金融商品取引法一部改正

FSB「店頭デリバティブ市場改革の実施に関する報告書」2010年10月

(“Implementing OTC Derivatives Market Reforms”)

及び 同 progress report

アチャリア他「金融規制のグランドデザイン」第10章

"The Financial Crisis" Howard Davies p71-

2010

サブテーマその3 「システム上重要な金融機関」 (⑥、⑩、⑪)

「リーマン・ショック」という言葉が表すように、大規模で相互に複雑な取引関係をもつ規模金融機関の破綻処理は、市場の混乱は勿論のこと、広範囲にわたって金融システムさらには経済活動全体に重大な混乱を引き起こしかねない。

また、グローバルに業務を行っている金融機関は、経営難に対応するために、例えば、業務の再編を行う場合でも、多くの国の法制度や監督当局等の関係者が関わるため、迅速な対応の障害になることもある。ある当局者が「金融機関は生きている時はグローバルだが死ぬ時はナショナル」と言ったように、グローバルに活動する金融機関の破綻処理は大きな困難を伴う。

そのため、こうした金融機関の業務を維持させるため、納税者の負担も余議なくされるという、「Too big to fail」「Too complicated (interconnected) to fail」という問題が生じている。

こうした問題に対応するため、システム上重要な金融機関について、他の金融機関より厳しい規制を課すことや、業務再編や破綻処理を円滑に実施することを可能とするための方策が検討されているところである。グローバルな金融機関の破綻処理に伴う困難を知った上で、システム上重要な金融機関のもたらす問題への取り組みについて理解する。

⑥では国際的な破綻処理をめぐる生じる問題について、福岡真之助氏（西村あさひ法律事務所）よりご説明いただく。また、⑩では、国際的な金融システム・監督体制について天谷より説明する。そのうえで⑪では、システム上重要な金融機関への対応として現在進められている対応と課題について議論する。

(参考資料)

"Reducing the moral hazard posed by systemically important financial institutions"

FSB, October 2010

"Global systemically important banks: Assessment methodology and the additional loss absorbency requirement" Basel Committee on Banking Supervision, July 2011

"Effective Resolution of Systemically Important Financial Institutions" FSB, July 2011

アチャリア他「金融規制のグランドデザイン」 第5章

サブテーマその4 「金融危機の未然防止」(⑩、⑫、⑬)

米国の住宅価格の異常な高騰、証券化市場の急拡大など、多くの金融危機の兆候は、2004,5年頃から顕著に観察されていた。証券化商品のリスクと格付の問題については、2004,5年頃から規制当局等のペーパーで指摘・警告されている。しかしながら、本格的な規制上の対応がなされないまま、2007年以降の金融危機へとつながった。一般的に、問題がまだまだ顕在化していない状況下において、規制の導入等の抑制的施策をとることは困難であるが、とりわけ当時の環境は新たな規制の導入を困難とするものであった。

⑩における国際的な金融システム・監督体制についての理解を踏まえ、⑫では、2004-2006年において、規制当局等は何に気づきどのように対応をしたのかを振り返り、⑬では当時十分な規制導入や監督強化がなされなかった背景を振り返るとともに、これを踏まえた現在の各国の問題認識について議論する。

(参考資料)

"Global Financial Stability Report", IMF, September 2005, April 2006, April 2007
Financial Stability Forum 会合後プレスリリース 2003-

"The Rise and Fall of the U.S. Mortgage and Credit Markets", James R. Barth, 2009

"The governance of financial regulation: reform lessons from the recent crisis"

BIS Working Papers No329 及び Howard Davis によるコメント November 2011
東京証券取引所シンポジウムにおける英国 Ed Balls 講演 November 2006

"Interim Report of the Committee on Capital Markets Regulation", November 2006

"Intensity and Effectiveness of SIFI Supervision", November 2010

金融危機後のグローバル資本市場の展望と課題

—若干の背景知識—

I. 何が起きたのか

1. サブプライム・ローンの急拡大 (2004-2006 年米国)

(1) サブプライム・ローンの拡大

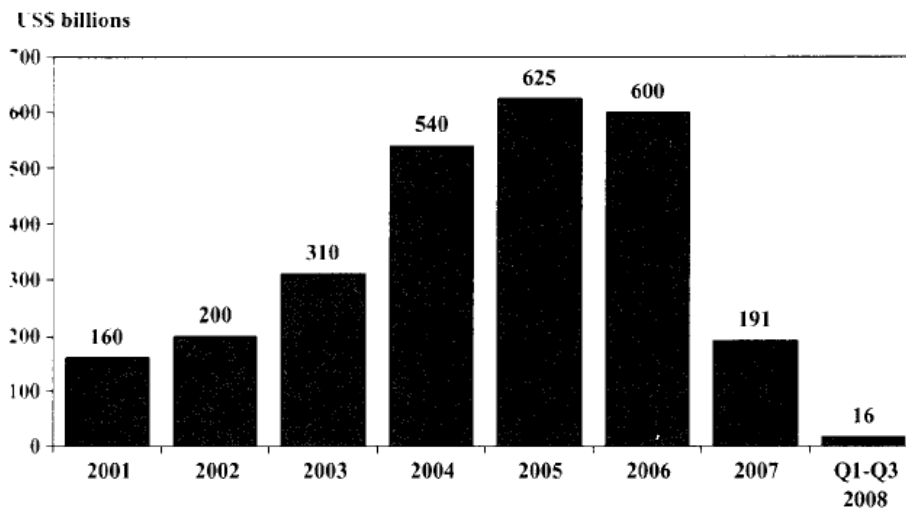
サブプライム・ローンとは

通常の住宅ローンの借り入れができない信用力の低い世帯を対象とした住宅ローン
「NINJA ローン」という極端なケースも

従来、住宅ローン市場全体の1割にも満たなかったが、2004-2006年には2割程度に。

(資料出典 : *The Rise and Fall of the U.S. Mortgage and Credit Markets*
James R. Barth, 2009)

Figure 3.4 Subprime Home Mortgage Originations Increase Rapidly before Big Decline (2001-Q3 2008)



SOURCE: Inside Mortgage Finance, Milken Institute.

Figure 3.6 Subprimes Take an Increasing Share of All Home Mortgage Originations (2001–Q3 2008)

US\$ trillions



SOURCES: Inside Mortgage Finance, Milken Institute.

Table 3.1 Subprime's Importance for Home Mortgage Originations (1994–

Year	Share of Total Mortgage Originations (%)			Total Mortgage Originations (US\$ Billions)
	Prime	Subprime	Top 25 Subprime Originators	
1994	95.5	4.5	n.a.	773
1995	89.8	10.2	4.0	639
1996	87.7	12.3	5.8	785
1997	85.5	14.5	8.7	859
1998	89.7	10.3	6.5	1,450
1999	87.8	12.2	8.1	1,310
2000	86.8	13.2	9.8	1,048
2001	92.2	7.8	5.7	2,215
2002	92.6	7.4	6.8	2,885
2003	91.6	8.4	8.1	3,945
2004	81.8	18.2	16.7	2,920
2005	78.7	21.3	19.4	3,120
2006	79.9	20.1	18.2	2,980
2007	92.1	7.9	7.0*	2,430
Q1 2008	97.9	2.1	1.8 **	490
Q2 2008	99.1	0.9	0.9 **	445
Q3 2008	99.3	0.7	n.a.	300

SOURCES: Inside Mortgage Finance, Milken Institute.

NOTE: *and ** indicate the share of top 20 and top 10, respectively.

(2) なぜこんなことが可能だったか — 借り手を取り巻く事情

変動金利・後倒し返済方式の特殊な商品設計

(代表例) 2/28 I O 借入期間 30年

支払い 当初2年 金利のみ(固定金利)

3年目以降 元利分割返済(変動金利)

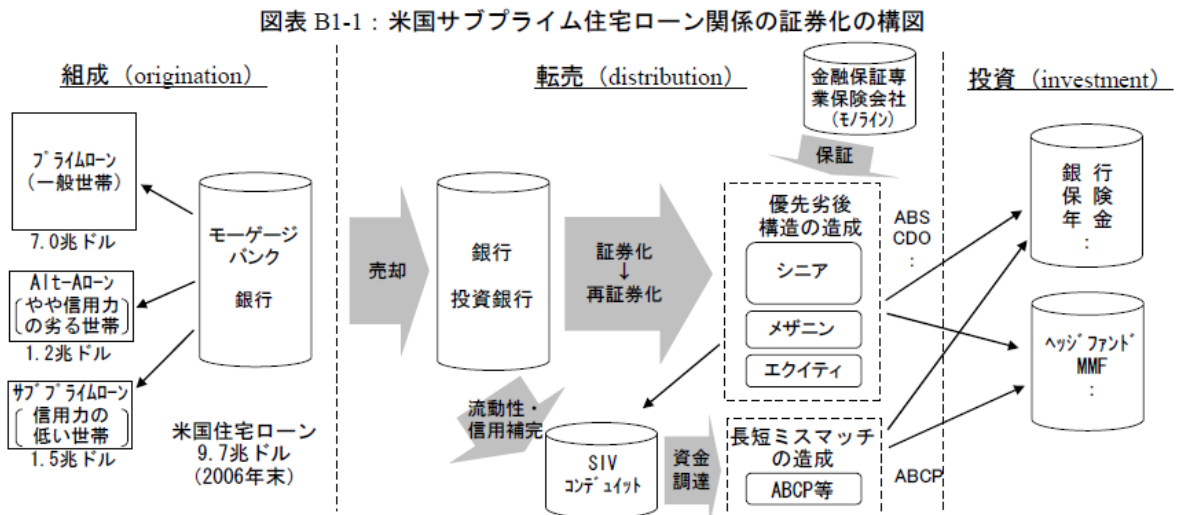
当初の据え置き期間が過ぎたらば… 借り換えればいい!?

(← 住宅バブル)

(参考 翁邦夫「ポスト・マネタリズムの金融政策」日本経済新聞社 2011年)

(3) なぜこんなことが可能だったか — 貸し手を取り巻く事情

証券化商品によるリスク移転

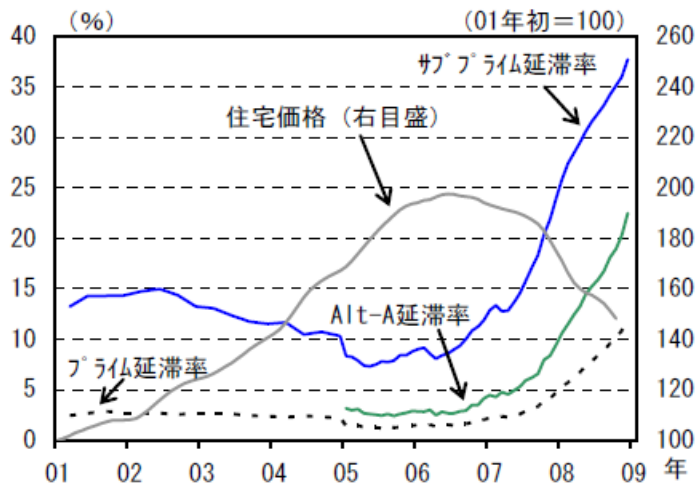


(出典：日本銀行「金融システムレポート」2008年3月)

2. 住宅バブルの崩壊とサブプライム・ローン問題の顕在化

(1) 住宅価格が上昇を続けなければ返済はできない

(図表 I-1-8) 米国の住宅ローン延滞率と住宅価格



(注) 1. 延滞率は、延滞期間 30 日以上の変動・固定金利型ローンが対象。

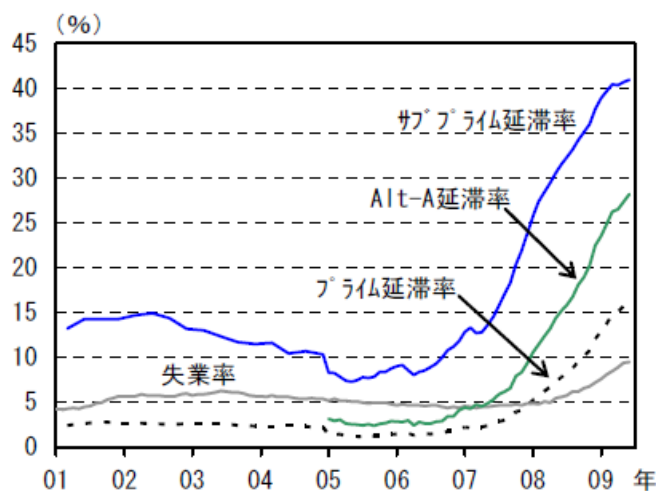
2. 住宅価格は S&P/Case-Shiller 指数 (10 大都市)。

(出所) Bloomberg、S&P

(出典：日本銀行「金融市場レポート」2009年1月)

(参考) 収入は問題ではなかった・・・

(図表 I-3-3) 米国の住宅ローン延滞率と失業率



(注) 延滞率は、延滞期間 30 日以上の変動・固定金利型ローンが対象。

(出所) Bloomberg、労働統計局

(出典：日本銀行「金融市場レポート」2009年7月)

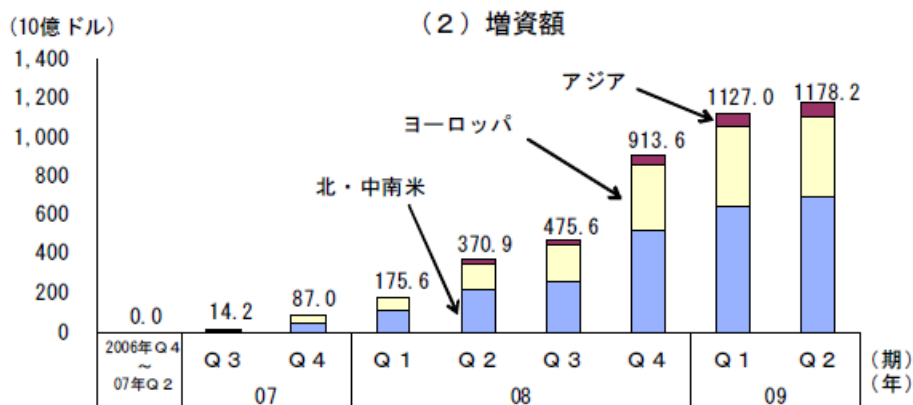
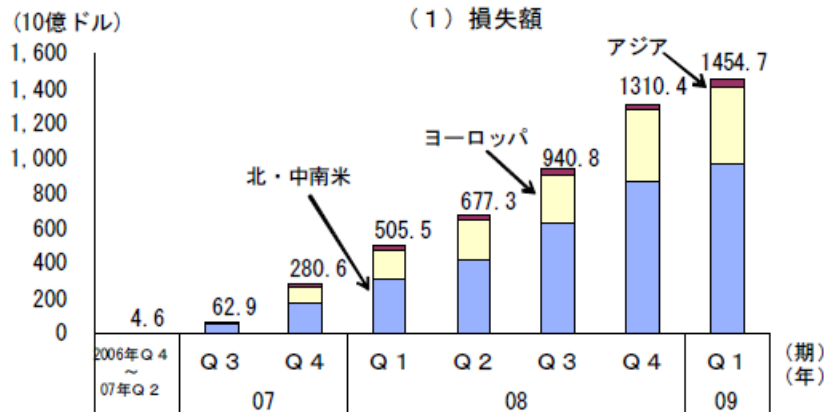
(2) 証券化された商品の価格は崩壊、金融機関には大きな損失が発生

(図表 I-3-4) サブプライム RMBS 価格指数
(ABX.HE)



(出典：日本銀行「金融市場レポート」2009年7月)

第1-1-6図 世界の主要金融機関の損失・増資額

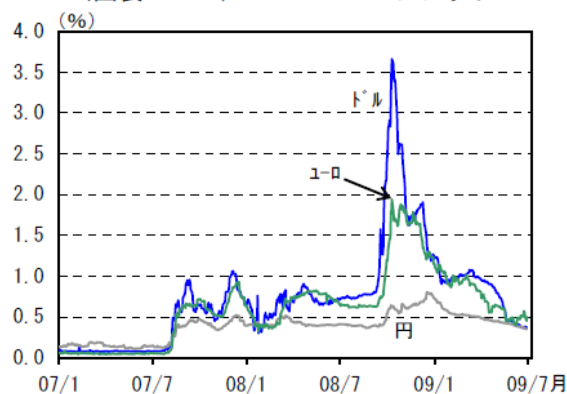


(備考) 1. ブルームバーグより作成。
2. 損失額及び増資額は累積の金額。
3. 増資額の09年4～6月期の金額は、5月15日までの累積。

(出典：内閣府「世界経済の潮流」2009年I)

(3) 金融市場は緊迫

(図表 I-1-2) LIBOR-OIS スプレッド



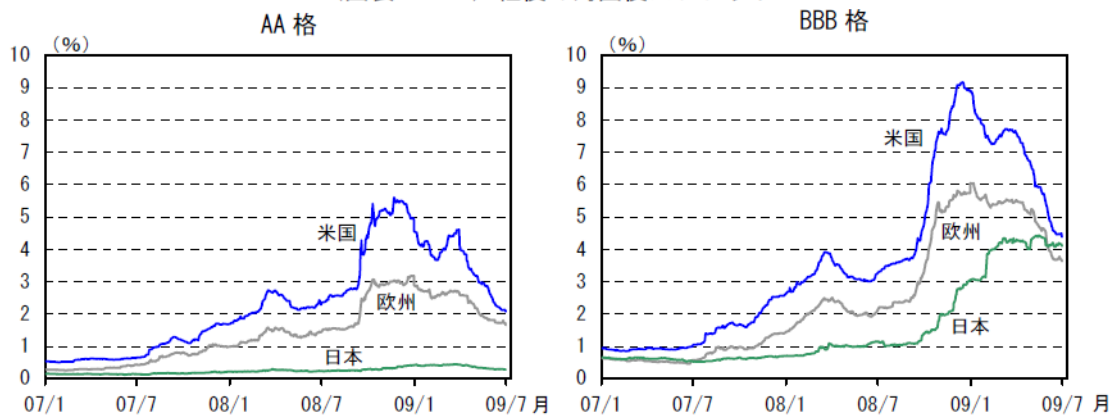
(注) 期間 3 か月。
(出所) Bloomberg

(出典：日本銀行「金融市場レポート」2009年7月)

3. 「リーマン・ショック」 ⇒ 世界金融危機

- (1) リーマン・ブラザーズの破綻を契機に、金融資本市場は機能不全に
銀行間市場は極度の緊迫（麻痺）状態、他の市場も機能停止

(図表 I-1-3) 社債の対国債スプレッド



(出所) Bank of America Merrill Lynch、日本証券業協会

(出典：日本銀行「金融市場レポート」2009年7月)

- * サプライム・ローンから始まった混乱が、世界金融資本市場全体に危機が及んだ背景には、欧州においても、不動産バブル、証券化市場の過熱とこれに依存した金融機関の資金調達構造などの要因がある。

(2) 各国政府・中央銀行は危機対応のための様々な緊急措置を余儀なくされる

第1-1-13表 諸外国の金融システム安定化策

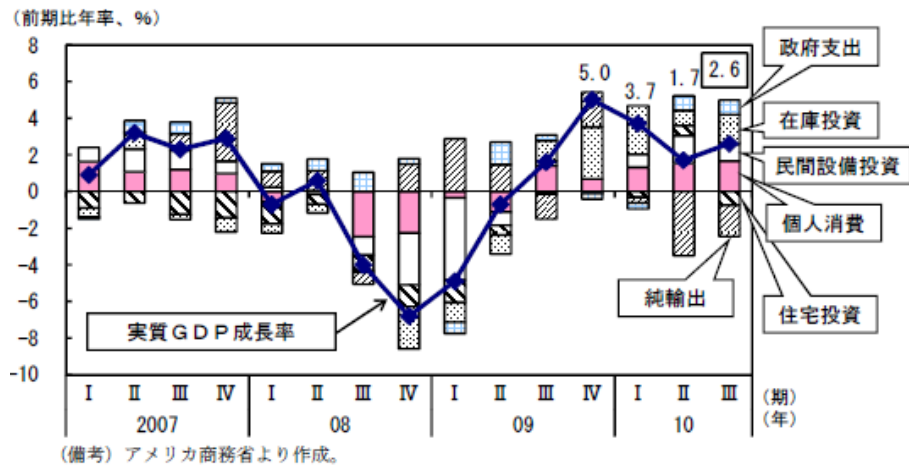
	個別金融機関への支援(バランスシートの改善等)				金融市場の機能回復		預金保護
	資本注入	不良債権買取	保有資産の保証	融資	債務の保証	特定資産の買取	
アメリカ	<p>○「緊急経済安定化法」(TARP)に基づき資本注入を実施。</p> <p>資本注入実績: 合計3,077億ドル(約29兆円) ・資本注入プログラム 1,978億ドル ・AIG 698億ドル ・シティグループ(追加分) 200億ドル ・バンク・オブ・アメリカ(追加分) 200億ドル</p> <p>○大手金融機関19行に対し、ストレステストを実施し、その結果に基づき、各行が資本増強を行う必要。 ※必要に応じ政府による資本注入が実施される見込み。</p>	<p>○不良債権買取のための「官民投資プログラム」(PIP)を発表。</p> <p>買取規模: 5,000億ドル(将来的には1兆ドル規模に拡大の可能性)。</p> <p>○FRBがAIGの不良資産を買い取るLLCに対する融資を実施。</p> <p>融資額: 525億ドル(約5.0兆円)</p>	<p>○シティグループ及びバンク・オブ・アメリカの保有資産に対して政府保証を実施。</p> <p>保証資産額: 4,190億ドル(約40兆円) ・シティグループ 3,010億ドル ・バンク・オブ・アメリカ 1,180億ドル</p>	<p>○FRBがAIGに対して有担保融資を実施。</p> <p>融資枠: 250億ドル(約2.4兆円) ※当初の850億ドルから減額</p>	<p>○FDIC(連邦預金保険公社)が金融機関が新規に発行する債務を保証。</p> <p>事業規模: 1兆4,000億ドル(約133兆円)</p>	<p>○FRBによるCP買取制度(CPFF)、CPを買い取る金融機関等への融資制度(AMLF及びMMIFF)を創設。</p> <p>FRBのバランスシート上のCP残高: 1,632億ドル(約15.5兆円) ※09年5月13日時点</p> <p>○FRBが消費者・中小企業向けローンを担保とするABSの保有者に対して貸付を行う制度(TALF)を創設。</p> <p>貸出規模: 最大1兆ドル(約95兆円)</p> <p>○FRBによるGSE債及びGSE保証のMBSを買い取るプログラムを創設。</p> <p>買取規模: 最大1兆4,500億ドル(約138兆円)</p> <p>○FRBが長期国債の買取実施を発表。</p> <p>買取規模: 最大3,000億ドル(約29兆円)</p>	<p>○預金保護の上限を10万ドル(約950万円)から25万ドル(約2,380万円)に引上げ。</p> <p>○決済用預金の全額保護。</p>
ドイツ	<p>○「金融安定化法」に基づき、800億ユーロ(約10.2兆円)の資本注入枠を確保。</p> <p>資本注入(下記2行の発表額): 187億ユーロ(約2.4兆円) ・コムツ銀行 182億ユーロ ・アーリアル銀行 5億ユーロ</p>	<p>○不良債権を金融機関から切り離すための「バッド・バンク」の創設を盛り込んだ法案を発表。</p>	—	<p>○政府等がハイポ・リアル・エステートに対して融資を実施。</p> <p>融資額: 500億ユーロ(約6.4兆円)</p> <p>※なお、ヒポを含頭に金融機関の国有化を可能にする法律を制定。</p>	<p>○政府が銀行間取引に対して、債務を保証。</p> <p>事業規模: 4,000億ユーロ(約51兆円)</p>	—	<p>○預金の全額保護を実施。実施前の法定保護上限は預金の90%(2万ユーロ(約260万円)を上限)。</p>
フランス	<p>○総額400億ユーロ(約5.1兆円)の資本注入枠を創設。</p> <p>資本注入(発表額): 合計215億ユーロ(約2.8兆円) ・大手金融機関6行 総額105億ユーロ(1回目) 総額110億ユーロ(2回目)</p>	—	—	—	<p>○政府が銀行間取引に対して、債務を保証。</p> <p>事業規模: 3,200億ユーロ(約41兆円)</p>	—	<p>○変更なし。現行は、7万ユーロ(約900万円)。</p>
英国	<p>○総額500億ポンド(約7.2兆円)の資本注入策を発表。</p> <p>資本注入(発表額): 合計500億ポンド(約7.2兆円) ・RBS 330億ポンド ・HBOS 115億ポンド ・ロイズ 55億ポンド ※RBSに対しては、必要に応じて60億ポンドの追加注入を実施することとされている。</p>	—	<p>○「資産保護スキーム」により、金融機関の保有資産(資産担保証券等)に対して政府保証を実施。</p> <p>保証資産額: 5,850億ポンド(約84兆円) ・RBS 3,250億ポンド ・ロイズ 2,600億ポンド</p>	—	<p>○政府が金融機関が新規に発行する債務を保証。</p> <p>事業規模: 2,500億ポンド(約36兆円)</p>	<p>○BOEがCP、社債、中長期の英国債の購入を含む資産買取制度(APF)を発表。</p> <p>買取規模: 1,250億ポンド(約18兆円)</p>	<p>○預金保護の上限を3万5,000ポンド(約500万円)から5万ポンド(約720万円)に引上げ。</p>

(備考) 1. 各国政府、中央銀行等の公表資料より作成。
2. このほか、ECBがカバード・ボンド(金融機関が発行する担保付債券)の買取りを実施することを発表(買取規模は600億ユーロ(約7.7兆円))。

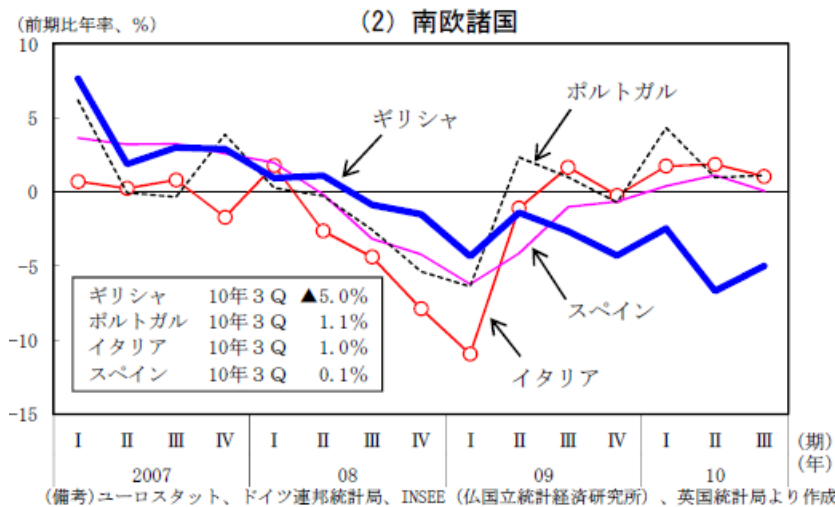
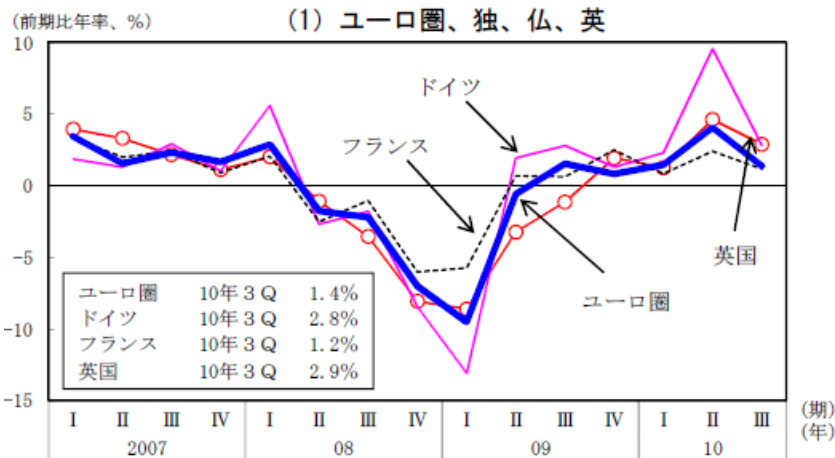
(出典: 内閣府「世界経済の潮流」2009年I)

(3) 影響は経済全体へ

米国

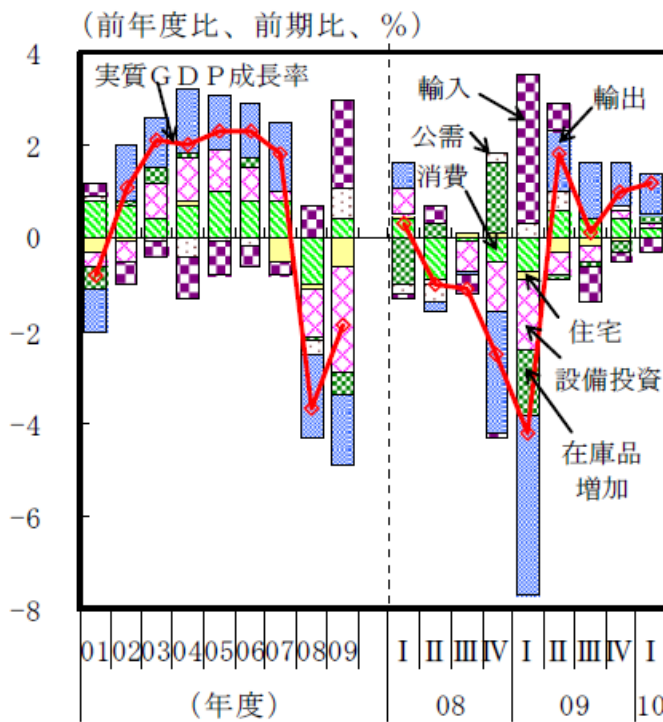


欧州



(出典：内閣府「月例経済報告等関係閣僚会議資料」2011年1月)

日本



(出典：内閣府「年次経済財政報告」説明資料 2010年)

(参考資料)

「愚者の黄金」ジリアン・テット著、日本経済新聞出版社 2009年（邦訳）

「金融規制のグランドデザイン」アチャリア他編著、中央経済社 2011年（邦訳）

「世界金融・経済危機の全貌」植田和男編著、慶應大学出版会 2010年

Ⅱ. 再発防止へ向けた国際的議論

1. 主要な議論の場

(1) G20 首脳会合

2008年11月 第1回G20首脳会合「金融・世界経済に関する首脳会合」開催
その後も継続的に開催

メンバー：G7（日、米、英、独、仏、伊、加）、アルゼンチン、豪、ブラジル、中国、
インド、インドネシア、メキシコ、韓国、ロシア、サウジアラビア、
南アフリカ、トルコ、欧州連合

(2) 金融安定理事会（FSB: Financial Stability Board）

2009年4月開催のG20首脳会合において設立に合意（従来のFSFを改組）

各国金融当局、国際基準設定主体の作業を国際レベルでコーディネートし、金融の安定に資するよう、実効的な規制、監督、その他の金融セクターに関する政策を策定しその実施を促進。

24の国と地域において金融の安定に責任を持つ各国当局、国際金融機関、セクターごとの規制・監督者の国際的グループ、中央銀行の専門家委員会で構成。

2. とりあげられている事項

- 銀行の自己資本及び流動性の新たな枠組み（2013年より段階的適用開始）
 - ✓ 資本の質と量の強化、カウンタープロシクリカリティバッファー
 - ✓ レバレッジ比率規制
 - ✓ 流動性規制
- グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）への対応
 - ✓ 破綻処理の枠組み
 - ✓ より厳しい規制、密度の高い監督
 - ✓ 国際的な再建・破綻処理計画の策定
- 店頭デリバティブ市場改革
- ヘッジファンドの透明性向上、監督
- 信用格付会社の規制・監督、外部格付への依存軽減
- 報酬規制

等

